

令和元年度 燃油価格高騰対策事業(継続事業)の 申請希望者受付について

支援内容

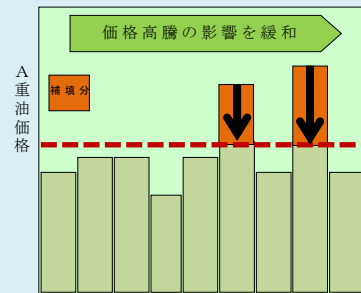
施設園芸の産地において、省エネルギー推進に関する計画を策定し、燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して、以下の支援が昨年度に引き続き行われます。

燃油価格高騰時に補填金を交付するセーフティネットの構築支援

○ A重油価格の高騰に備えて、施設園芸農家と国が資金を造成します。



○ A重油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、施設園芸農家に対し、補填金が支払われます。



・補填金の内訳は、施設園芸農家の積み立て分と国費の積み立て分の割合が1対1となります。

・【支払例】 H26年12月分 補填単価 18.9円/ℓ(全国平均と基準単価の差額)
購入実績 10,000ℓ 補填金 189,000円
うち 国庫補助金 1/2 94,500円
本人積立金取崩 1/2 94,500円

○ 支援対象者

支援の対象者は、野菜、果樹または花卉の施設園芸農家3戸以上で構成する農業者団体等で、**小林市・高原町では「きりしま農業推進機構」で申請しましたので、本年度も同推進機構が実施主体となり申請する予定です。**

- ◆申請済みの方で継続希望の方は、**平成30年11月～31年4月までの購入計画の申請用紙を個人あてに郵送しておりますので、記入後期日以内に提出ください。**
- ◆新規に加入申請希望の方は、**令和元年6月7日までに印鑑及びA重油の過去の購入実績がわかるものを持参して下記窓口にて申請してください。**

○ 対象油種

・支援の対象となる油種は、施設園芸用のA重油及び灯油です。

■問い合わせ先及び申請先

きりしま農業推進機構事務局

JAこぼやし農業企画室

23-1676